

本居宣長の「国造」制論とその思想的意味

——宣長学考察の一視点——

高 橋 章 則

はじめに

歴史像が特定の社会状況や思想状況によって左右されることとはことさら例をあげるまでもなく明確な事柄であり、ここに歴史像を思想史の問題として積極的に論ずる端緒がある。特に史料的制約が多く歴史像再構成の素材に乏しい古代史像の場合には右の傾向が顕著であり、たとえば国粹的傾向の強い国学者の著作から主觀性を帯びた古代史像を見い出すことは容易なことである。しかしその主觀性を帯びた古代史像の断片の一つ一つから背後に潜む思想をくみあげることは一筋縄では行かない。それにもかかわらず本稿が具体的な歴史像の持つ思想性を問おうとするのは、歴史像が単に受動的に変化させられるのみでなく、かえって進行しつつある歴史に能動的に参画する場合が認められるからである。

真木和泉は『經緯愚説』「封建の名を正す事」⁽¹⁾に、徳川幕藩「封建」制の再編を説き、その手段として日本「上古」の「封建」制下における「公・別・国造」の名號の復活・採用を説いている。名號となる場合があることを右は示すと言えるのである。

の復活と実態の変化とを連続的に考える真木の思考の早急さへの評論は差し控えるも「天智上皇已上、神武天皇神代」への復古というスローガンが具体的歴史像を携えかつ具体的政策を伴いつつ成立していたと論ずることは許されるであろう。この真木の議論の背景には後に触れるような本居宣長が『古事記伝』に示した「国造」制に関する見解が存することが予想される。他方、明治維新の復古を標榜した者の言葉の内に真木や宣長の「国造」像と異なった「国造」像が存しそれが歴史推進の一つの歯車として動いているのを見ることもできる。⁽²⁾

とすれば宣長が『うひ山ふみ』の中に学者としての自己の任務として「道」(広義の古代像)の闡明をあげ、しかるべき人(「上」)による採用、天下への施行をまつべきだとしたこともあながち非政治的として片付ける訳にはゆかないのである。つまり宣長の意図するところとは別に歴史像は自由に独歩するのであって、歴史像を提出することは結果的に自身の思想を直接に表現することとの代替措置となる場合があることを右は示すと言えるのである。

ところで歴史像が歴史形成に能動的に働きかけるという意味でわれわれは一国学者の次のような言葉に耳を傾けることも必要である。

本居宣長の門人竹村茂雄は『直日靈附錄』⁽³⁾（一名『道守之標』）に「さて妻子奴は親主にひたぶるによくつかへまつり、親主は、村長伴緒にひたぶるによくつかへまつり、國造伴造は、大臣にひたぶるによくつかへまつり、大臣のきみは、かけまくもかしこき天皇の大命をかしこみ守り、ひたぶるによくつかへまつれるなん、皇祖神命のさだめたまふ道の順なりける。」と「従順」の教えを説くが、ここでは「従順」を古代の「道」として可視的に（具体的に）説く竹村の方法に注目すべきであろう。すなわち、竹村がここに言わんとするのは古代には「天皇——大臣——國造伴造——村長伴緒——親主（百姓）——妻子奴」という階層的秩序が存在し、その階層間に「従順」が社会規範としてあったごとく、現在も「従順」を基本にして生きるべきだということであり、そこでは古代の天皇以下の諸階層が幕藩制下の諸階層に等置化されることを前提にして議論がなされているのである。言い換えれば現代の擬制としての古代という構造が右の「従順」の教えを支えているのである。この構造が多くの国学者の思考の内に存在していたことは彼らの同時代認識——自己の生きる現代を古代への立ちかへりの時代と理解する——の存在によつて裏付けられる。⁽⁴⁾

さて以上のごとく見てみると、古代史像が持つ思想性の能動・受動の両面を明らかにすることは可能なのであり、たとえば国学の古

道論が一面で持つような直截さは個別具体的な歴史像の考察を通じて、より彼ら国学者の思想の底辺の問題として位置付けることができるのではないか、という予想が立つのである。

以下論ずる本居宣長の場合には、彼自身『古事記』注釈の仕事を達成した後の學問論『うひ山ふみ』に「神代上代の、もう／＼の事跡」を「道」と規定しその理想的様態を語るのであるから、広義の古代史像が規範として思想の中核に位置付けられていたであろうことは言うまでもなく、右のような予想の上に立つて宣長の古代史像に考察を加えることは彼の事實を事實として提示することが結果的に規範の提示となるという独特の方法に沿つた考察の仕方であると考えるのである。しかるに宣長研究の中でこの「道」とすら表現された「神代上代の事跡」とりわけ「上代の事跡」がいかなる具体像を呈するか、又なにゆえ「道」にまで昇華することが可能であったのかについては十分に論じられているとは言い難い。

そこで本稿では、宣長が形造った古代史像の主題の一端を再構成し、そこから彼のどのような思惟をくみ取ることが可能であるかを論ずることを以つて宣長学を考察する際の糸口としたいと考える。その際に主要に検討を加えるのは宣長が「道」の変質をみたとする孝徳・天智朝、広く大化改新後の政治過程における制度の変化についてであり、集約的にその変化が語られる「国造」制についてである。「国造」を取りあげるのは宣長がその支配を儒者がしばしば言及するところの中國周代以前の理想的國家支配制度「封建」に比しつつ理想的に描くことや宣長が自己の生きた江戸時代の大名と「国造」とを類似の存在として論じていることなどを以つてである。又

大化改新に着目するのは、宣長が孝徳・天智朝を国初以来の日本の本来性を備えた制度に改変を加えた時期として特筆し、後世に天智天皇を「中興の主」と仰いだことに対して批判を寄せる（伝二十一〇四五⁽⁵⁾）に見られるごとく、いわゆる改新政治に否定的評価を下しているからであり、それはかつて国学の尊皇的傾向として賞でられ強調されたような天皇專制政治への憧憬といったことと一定の距離を持つたものであるからである。

尚言えども、宣長にあつては君主へ権力が集中し専制化・中央集権化するところの中国史で言う「郡縣」制的な体制に対しては明らかに拒否の態度を採っているのであり、大化改新後の政治の基本体制をその否定的な「郡縣」制採用の体制であるとさえ言うのである。であるから改新政治の具体的な施策に対しても、屯倉の収公を豪族の私有領地を国家の公有にしたとして評価するのではなくして「大方此孝德天皇の御世には、古の御制度をば、多く廢られて、何事も

變りぬれば、屯倉といふ物は、大方此時よりぞ絶ぬらむかし」（伝二六一〇六）と「古制」の改変（衰退）の一つと論じ、子代や名代の

制度を取りあげた場合にも、日本の「古」においては「名」を物に付して後世に伝えることを尊んだという制度を支える思维を説き、「此孝徳天皇の御世に、其御名を輕々しく呼ことを可畏しとして、是を寵られしほ漢意にして、古の御心とは反なり」（伝三五一五二）

「凡て彼御世より萬の御制、漢よりならひ賜ひて、古様の事は、みな廢れたり」（伝二四一八四）と、施策が制度の本領とするところを忘れたもの（「漢意」）であることを語るのである。このような改新政治への否定的言及は、百官制の制定（伝一九一三二⁽⁶⁾）、國郡制

の制定（伝二九一三二⁽⁶⁾）からト筮（伝四九一八二）や禮儀（伝三十一三四⁽⁷⁾）の問題、女性に対する男性の優位を定めたこと（伝二三一六二）、天皇を「聖」を以て称すること（伝三五一六二）等々に渡る多岐に及ぶものである。

かくまでも周到に大化改新の歴史過程を批判的に論ずる宣長の姿勢は尊皇を鼓舞した水戸学の会沢正志斎などの目には天皇批判とさえ映つてゐるのである（『讀直毘靈』）。このよくな宣長の姿勢から予想されるのは、改新の歴史過程に反措定された「上代」の構成言い換えれば「上代」の歴史像の内にある全き世界である。改めて確認しておこう。宣長の「道」の語によつて集約されるような全き思想世界は、記紀一典という古文献が織りなす自己完結的な世界、しかもそのうちの大化改新以前の「上代」（もちろん「神代」に加えて）という歴史世界の内に併存されているのである。

-

宣長が「國造」制に代表される「上代」の国家的統治の仕方を中國の「封建」制と類似的に考えていたことを紹介するところから論をすすめよう。

總てはこれを國造と云、分て云ときは、國造君直別稻置などなり、是漢國の古に、諸侯を公侯伯子男と、五等に定めたるとおのづからよく似たり、（伝一九一三二⁽⁸⁾）

國造・君・直・別・稻置といつた古代日本の地方領域支配担当者（宣長は一括して「國造」と範疇設定する）の階層的序列を中國「封建」諸侯の五等の爵位に基づいた階層序列と類似のものと見る

ことによつて「上代」の政治制度・国制は「封建」と見なされる。「縣」を論じた箇所においてもこれと同じ認識を示す(伝二九一)

³³¹

この「國造」制に対する変革の時期、孝徳朝期の有り様については、

諸國の定めも、かく國を分て郡とし、古より國造、別、直、君、稻寸、縣主などの、治め來つる地をも、ことんぐく公に收められて、國ごとに國司を任、郡ごとに郡司を置る、

(伝二九一)

と論じ、「國・郡司」制への移行ととらえている。天照大御神と須佐之男命の誓約後に化生した神々を祖先とした「國造」を注釈した箇所では、

孝德天皇の御世より、彼國の郡縣の制と云をまねびて、京より國司をかはるべくに遣て、國々を治めしめ賜ふことに爲れり、

(伝七九)

とするから、右孝徳朝の「國造」制から「國司」制への移行は「封建」制から「郡縣」制への移行と換言できる。この『古事記伝』におけると同じ評価を宣長は最晩年の著作『続紀歴朝詔詞解』においても示し、そこでは天智天皇の定めたいわゆる「不改常典」に関する付け、天皇の事跡として

かくて此不改常典といふも、よろづの事、革新をたけきことにする。漢國ぶりの御しわざにして、神代より有來しさまをば停廢て、悉く漢國の制にならひて、新たに定め給へる也、さるはかの國のも、周の代までの、封建の制といひしは、皇國の上代

よりのさまに、をさ／＼異なることもなかりしを、今ならひとり給へるは、秦よりこなたの、郡縣の制といふものにて、古とはいたくさま變れり、

(詔詞解一七二)

と記している。後論のために付言しておくと、宣長は天智天皇のかる行ない(漢國ぶり)が後に壬申の乱を惹起したとし、何よりも天皇権力を弱め朝廷上層貴族の專横のはしを開いたとする。すなわち大化のクーデターをもつて蘇我氏の專横の根を断つた天智天皇ではなくして、後の藤原氏の專斷を招來した天智天皇が描き出されるのである。

かくなる宣長の大化改革はさんだ日本歴史の変革は彼自身引用した中國史の時代区分の指標を借りて言うなら、「封建」的歴史像から「郡縣」的歴史像への転換と言い表わすことがができるのであり、このような認識の基本が『古事記伝』着手とほぼ同時期から存在したことは『辨庵隨筆』に「吾邦、上古ハ封建ノ制ナリシガ、中古ニ至テ、イットナク郡縣ニナリニキ、又近ゴロハ封建ノヤウニナレリ、」(隨十一三〇)とあることからも知られるのである。

次に宣長が「國造」と現今幕藩制下の大名とを類似した存在であると認めていたことに触れてみよう。『玉勝間』で宣長は

いにしへ國造といひしは、今の世のこと、大きにこそあらざりけめ、大かた何事も、大名の如くなる物にて、國々に多く有し也、

(玉勝間六一)

と論じ、『古事記伝』でも、古代の大概を今世にたとえていえばとの限定を付してではあるが「國造」と(鎌倉幕府成立後の守護・戦国大名の土豪の延長であるところの)幕藩制下の大名とを近似的

存在であると記している（伝二六1185）。かくなる同時代認識と古代認識とが相俟つて宣長における日本歴史の構造的把握となり、典型的には『統紀歴朝詔詞解』に見える保元平治文治年間以降の「ふるきに立かへり」「おのづから又上代の形になりかへ」（詔詞解一7219）るという歴史の復帰の表現を生むことになるのである。

以上をまとめるならば、「国造」制の問題を基軸に据えることによつて宣長の歴史認識の大槻を「復古」の構造を持つものと把握することができ、制度を基礎にした歴史像の側面からこれを「上代」の「封建」的歴史像から大化改新後の「郡縣」的歴史像へ、鎌倉以後の「封建」的歴史像へという二段階の移行と表現することができるのである。²⁰宣長の歴史認識のアウトラインを「国造」制に沿つてこのようにまとめた上で、宣長の「国造」制理解の核心の所在を考察することにする。

二

宣長の「国造」制論の持つ意義を明らかにする階梯として次に賀茂真淵のそれとの比較という作業を設定することが可能であり有効である。

宣長の「国造」制論が真淵の見解の延長上に（それを否定する形で）構想されていることは、『出雲國造神壽後承』での宣長の議論が真淵『祝詞考』の該当部分への批判をもつてなることに明らかである。まずそれは「国造」の訓みをめぐる対立として表面化する。真淵は『祝詞考』に於いて、「クニツクリ→クニツキ→クニツコ」という音韻変化の過程（真淵のいう「約言」「転回通」の過程）

を想定した上で「国造」を「クニツコ」と訓み、国を造ったことによる名號であるとし、それと宮殿を造つたという「造」一字の名號「ミヤツコ」とが対立するものであるとする（「國造とは、久爾都久里ということにて、久里の約幾なるを、古に轉していふなり、又造とのみ書いてみやつこといふは、宮造に功ある人をいへり、此分ちをしらで、國造をくにのみやつこと訓はひがことなり」、出雲723）。

それに対し宣長は「国造」を「クニノミヤツコ」と訓み、国々に存在する朝廷の臣下の意味であるとする（「考に國造をくにつこと訓て、國つくりのよしに解れたるは違へり、又たゞ造といふを、宮造りの功によれりといはれたるもひがことなり、國造は久爾乃美夜都古と訓て、國々にある御臣のよしなり、」出雲724）。すなわち宣長は「国造」の「造」の字義を「御臣」にとり「天皇に對へて臣なる故」（伝七938）の名號と解釈するのである。尚、下部「ミヤツコ」に関しては再論する。

このように両者の対立は訓みの相違にとどまらず、「国造」制の制度的本質の理解の対立でもある。真淵は「国造」の国土開発者としての性格に着目し国家成立史の問題として説き起こそのであって、本来的に「国造」は天皇権力に拮抗する形で存在していたとするのであり、天皇の臣下であるとの意識が低い。一方、宣長においては天皇権力による国家的支配の確立が「国造」の領域支配のいわば前提となつており、その意味で宣長の場合には天皇と「国造」との間にある政治的関係の確認こそが問題なのである。この両者の認識面での齟齬は「国造」制の盛衰をめぐる両者の見解の差違、つまり歴史認識における差違ともなる。

眞淵は「国造」勢力と天皇権力とを対抗的に考へることにより、神武天皇の時代の国家支配の段階を從来からの「国造」の自由な独立した領域支配を認めつつ天下を治めたにとどまるとして、「国造」を完全に国家的な傘下に置いたのは天皇権力の拡大充実した成務朝をまたねばならないとする。そして成務朝以後「国造」勢力が衰退したという歴史像を形成する(「神武天皇始め天の下を治め給ひし時は、先まつろふにまかせて、本のまゝに治め給ひしなり、(略)天皇の御稜威いや盛になりて、成務天皇の御代に、天下諸國すべて、御食國になりしかば、國造の勢おとろへて、其國の内の一一所を給はり傳へて、國の神事のみ預ることとなりぬ」出雲7 24)。

以後「国造」は神事に参与する存在となり、仁徳朝には郡司として政治を担当し神事から遠ざかり、文武天皇慶雲三年に神事・政治を兼任するといった変遷を経つも、神事に寄せして政務をないがしろにしたために桓武天皇延暦十七年、神事のみを司ることになるに至つた。これが眞淵の「国造」制をめぐる歴史把握なのである。

この眞淵説を宣長は史料の取り扱いを端緒に批判する。眞淵が成務朝以後「国造」の勢力が衰退し神事のみに与るとしたのは年代比定の誤まり、郡司への任用を仁徳朝としたのは孝徳朝の誤認で『類聚国史』の誤説にもとづくと批判し、孝徳朝に郡司職と神職とが分離されたのが慶雲三年に祭・政の兼職となり、さらに延暦十七年の格によつて孝徳朝の祭政分離の制にもとづつたと解釈すべきことを主張する宣長なのである。

ここで重要なのは、宣長が「国造」における祭政分離の時点、従つて古代的政治の崩壊の時点をあくまで孝徳朝に置くことであり

(「古は、神事國政一なりしを、孝德天皇の御世より、(略)終には、全神職の如くなれるなり、」〔伝〕一九一一²⁶)、「国造」制の重大なる変質が大化改新後、すなわち「郡縣」制導入後にあると論定することである。眞淵、宣長ともに「国造」を古代の領域支配者として重視し、本来政治と祭事の両職権を兼備するものであったと考えるから、両者は「国造」を素材として同様の歴史像を展開する可能性があつた。しかるに国土開発を重視する眞淵は天皇権力の拡充との関わりの中で「国造」は早い時期から職掌の分化がなり衰退を余義なくされたとし、一方天皇との間に存する政治的関係を重視する宣長はあくまで大化改新を境にした「国造」の職掌の変化、神事への限定を言う。かく両者は制度史に占める「国造」制の評価、大化改新の評価等の相違を背景に異なった歴史像を描くのであって、それは単に史料批判の拙巧に還元できない問題なのである。

以上、眞淵の論との比較において宣長の「国造」制論の特徴を論じた。そこに得られたのは、宣長は古代の領域支配者としての「国造」と天皇権力とがなす政治的関係の存在を重視して「国造」制を論じ、その制度的な盛衰の画期を祭政一致という古代的政治支配の原理の変質を経験した孝徳朝に求める、ということである。それは宣長が制度史的時代区分論の中で「封建」から「郡縣」へという移行として古代的世界の崩壊の発端を語る態度に一致するのである。

三

国語学的な語訓の確定と歴史の実像規定とが連続的に把握されるるという国学の方法論に沿つて「国造」制論を考へてみよう。

先に「国造」の語訓（特に下半ミヤツコ）が重要であるとしたのは、『古事記伝』においてこの「ヤツコ」の語が政治的関係を規定する際の用語・指標として一貫して使用され、その対概念である「キミ」とともに宣長の政治思想の根柢をなすと考へるからである。既に指摘されているように、宣長は政治（政）ということの要諦を被治者（治者）に対する「奉仕」に求め、その考え方を支えるのが彼の血統主義である。⁽⁹⁾ この指摘は大すじにおいて正しいであろう。しかしその「奉仕」の関係の成立する場面の具体相が那辺にあるかについては考慮の余地があると思われる。以下論ずるのは、『古事記伝』においてはその「奉仕」の関係が成立する場面が天皇個人と臣従者一般との間に存するばかりでなく、天皇という人格を含めた「皇胤」という血縁集団と臣従者集団との間に成立していることであり、それこそが重視されているということである。そして前者集団が「君」（キミ）後者集団が「臣」（ヤツコ）と規定されているということである。加えて前述の「国造」號末尾の「ヤツコ」はまさに後者の訓みに他ならないことを論ずる。

宣長が政治的関係と血統の尊卑とを融即のものと見、天皇を中心とした血縁集団（「皇胤」）を政治的関係を示す指標「君」をもつて規定するのは次のような形に於いてである。

さて天皇を始奉て皇子諸王まで通ひて大君は「諸王に至るまで」を意富伎美とも訓り、（略）かくて大君は「諸王に至るまで」皆君の列にして、臣の列に非ず、
（伝四十12²⁴⁴）

宣長が政治的関係を論ずる中で第一義的とするのは、天皇に連続する血縁集団「皇胤」（「王」「大君」ともする）に属するか否かで

あり、従つて「皇胤」における一世王・二世王といった区別は「上代」になかつたとする（「上代には、一世二世など云差別なく、おしなべて同じく美古と申して、王字を書たり、（略）意富伎美と申す御稱は、天皇を始奉りて、親王諸王までにわたる御稱にて、まづ主とは天皇を申すなれば、諸王に限りての稱の如くなれるは、嘗らぬことなり、」（伝二一〇⁵³³））である。このように「君」を広範囲に設定する事情は皇位繼承者「日嗣皇子」の場合にも通ずることであり「凡て上代には、諸皇子の中に、取分て曰嗣御子と定まり坐も必しも一柱には限らずしこと」（伝一八¹⁰320）と、ここでもゆるやかに基準が語られるのみである。このことは「大妃・大夫人」といった律令制的（郡縣制的）な後宮内の区別が「上代」になかったとし、区別・差別があるとすれば他所、すなわち「君」の集団に繫がらないものが「大后」となることであるとする（伝一千十⁴²⁰・伝三四四⁴⁷・詔詞解一七²⁶⁰）態度からも窺うことができる。尚、このような血統をまさに総体として重視する思维を支えるのは、「於夜」「子」云々といった世代概念が「上代」では不分明であつたとする見方であり「上代には、其姓の本祖と云をも、たゞ祖とぞ云けむ」又子と云も、己が生るに限ず、子々孫々までかけて云稱なり」（伝六九²⁷⁸）の語句に典型的に示される。「袁通」^{オシジ}「袁婆」^{オシバ}の場合でも同様な論調となる（「いと上代には、何れも袁婆とぞ云けむ、そは子孫を凡て子と云、先祖を凡て於夜と云しと同例なり」（伝二一〇⁴⁸⁸）。以上のように天皇を中心とした血縁集団を政治的関係を表わす指標「君」として広範囲に設定する一方で強調されるのが、「君」の対局にある「臣」（ヤツコ）の集団との間の厳然たる差別である。

「君と臣と、尊卑のけぢめこよなきを」(伝十五 10-11)、「抑天皇と諸

王とは共に大君と申して萬事其差少く王と臣とは其差こよなくし

て」(伝四一 12-25)と力説するのであり、その差別を穴穂宮の段(伝

四十の三十三葉)で規定したことと特筆する宣長なのである(伝三
七 12-13)。

伝四十の三十三葉とは、安康天皇の寢首をかいた仁德天皇の孫目

弱王を扱った段落であり、天皇を殺害した目弱王が「臣」都夫良意

富美的家に身を寄せたことをめぐる宣長の解釈のある箇所である。

この段落で宣長が詳論するのは、目弱王が天皇の皇子ではなく天皇

たらざる大日下王の子であるにもかかわらず『古事記』において

「臣」である都夫良意富美との間に差別を以つて描かれているの

は、「古」においては「皇胤」であるか否かこそが重視されたから

であり、その差別を基礎にした「君・臣」の区別こそが重要であつ

た、ということである。実に宣長はこの段で「君・臣」の関係のこ

とを六度余りくり返すのである。その一例を引用するなら、

故王アヤシコと臣ヤツコとは、君臣の差別ありて相混らず、萬の事猷與甚異

なりき、「然るに諸事ひたぶるに漢制になれるまにまに、漸々

に臣家の威勢高くなりもてゆきて、遂に古の君臣の分は消亡て

臣猷く、諸王は殊に威勢なく卑き物にぞなれりける、然るに後

世まで、諸王諸臣と連稱ふことのあるは、古の差別のわづかに

名のみのこれるなり、」

(伝四十四 12-24)

とある。ここでの「諸事ひたぶるに漢制になれる」時期は孝徳・天智朝にあたり、「古の君臣の分」が儒教に言う「君・臣の分」ではなくして宣長が新たに指定した「君・臣の分」であることは言う

までもない。

さてその「臣」(ヤツコ)については『古事記伝』十八に

凡て君に對へては、臣をば皆夜都古と云故に、書紀などにも、

君臣の意にて云る臣をば、みな夜都古と訓り、(伝十八 10-34)

と記し、後世にヤツコを身の賤しき者とのみ理解していることの誤りを云う。そして「臣」の範囲を規定して、

君に對へては、貴人にも臣をば凡て夜都古と云り、(同右)のように「君」と指標化される天皇を中心とした血縁集団以外のものを全て包括する概念たることを言うのである。他方、宣長はこの「臣」という指標を「君」の場合と同様に血統を中心とした身分制的概念として「凡人」とも言い換えている。

王に對へて、凡人を臣と云、

血統を示す概念「王」・「凡人」間の相互關係が「君」・「臣」という政治的關係に等価となつてゐることを右は示すに他ならない。かくのごとくあるから、先の引用と同義の、たとえば「凡て古は天皇のみならず、皇子諸王に至るまでも、皇胤をば、天皇と同じく大君とも申し、又王とも申して、凡人の種とはさらに相混らず、其差別いと敵なりき」(伝十八 10-32)といった表現が『古事記伝』においてくり返されることになるのである。

このようすに宣長においては本来政治的關係である君主と臣従者との關係が「王」・「凡人」の區別といつた血統的な區別を前提にした「君・臣」關係という特殊な關係として説かれるのであり、その場合に天皇のみを君主と定め他を一括的に臣従者とみなす一君萬民といつた考えが重視されておらないのである。

であるから具体的な歴史過程への評論も右の観点からなされるのであり、大化改新の場合、蘇我氏の専断に対する中大兄一派のクーデターの成功という側面への評価が稀薄となっており、かわって注目されているのが改新政治の中での「君」に属すべき大友皇子が大臣となり「臣」の領域に踏み込んだことなのである。⁽¹⁰⁾ 天智天皇十一年春正月の大友皇子の大臣就任を宣長は次のように言うのである。

これ太政大臣の始なり、抑皇子にして、大臣になし賜へること、王と臣との差別なく、いよ古の意は亡はてたり、

(伝二九一 11 324)

一方、蘇我氏の専制は「建内宿称」の朝廷に歴仕した「餘党和」⁽¹¹⁾であり、大化改新後蘇我氏と同系の阿倍氏が大臣となつたのも併せて「古の制」に準じたものと論じられ、歴史の流れの中で「おのづからの勢」であるとみなされている(伝二九一 11 324)。

以上のような宣長における君主と臣従者との関係をいわゆる「君臣」⁽¹²⁾関係として整理した上で、政治の原理への言及に立ち返つてみるとなら、宣長においてしばしば説かれる「奉仕」の場面は

政を云をば、君へは係ず、皆奉仕る人に係て云り、

(伝十八 10 320)

此(政・筆者)は古は皆仕奉る人に就てこそ云れ、君に係て云ふる例なきに、

(伝三十一 11 381)

と説かれるのであるから、天皇へはむろんのことではあるが前述の「君」と指標化することが可能であった集団に対する「臣」からの「奉仕」の場面であるといい得るのであり、天皇一人へ向う「奉仕」のみが眼目となつてはいないのである。そしてこの「奉仕」の

場面は次のように外國に優越する日本の「道」へと昇華し宣揚されるのである。

善くもあれ悪くもあれ、君をば臣の計奉ること無きは、是ぞ古の道の勝れたるにて、君と臣との義の永く全くして、爲れず廢れざる道には有ける、然るを、君悪ければ、臣として左右に計るを、美き事にするは、外國の道にして、實には逆なる爲なれば、中々に諸の亂の本なるをや、

(伝四三 12 381)

以上によつて、宣長が『孟子』梁惠王篇に代表される中国の君臣関係、放伐革命を前提とした君臣関係をいかにしても変更不可能な血統を前提とした日本の「君臣」関係に改組したと結論することが許されるのであり、宣長の血統主義の核心をここに求めることが可能となるのである。

ところで、かかる宣長における血統を準則とした政治的関係の理解を「キミ」「ヤツコ」の用例によって確認することによつてわれわれは宣長の思惟の内に一步踏み込んだ次のような推察を試みることもできる。すなわち宣長は日本国内のみならず百濟・新羅等の朝鮮諸国に対しても「君臣」関係の存在を主張している、と。宣長は朝鮮諸国を「蕃国」と記し、

蕃を古はいかに云けむ、其稱傳はらざれば、知がたし、今事の意を以思ふに、字に拘らずして、美夜都古久爾と訓べし、御臣國の義なり、

(伝三十二 11 382)

と文献学の領域を踏み出すことをあえて犯して「ミヤツコクニ」と訓読するのである。言うまでもなく「ミヤツコクニ」とは「臣」の國の意であり、前述の「臣」の特殊なあり方を考慮すれば宣長がこ

こに「君臣」関係を設定しようとしていたと言うことが許されるであろう。他の箇所には「藩国」（伝三九¹²³）と記し「ミヤツコグニ」と訓み、又「賜とは、其國を賜ひて、蕃國とせむとなり」（伝三十一³⁴⁹）と日本の藩屏国（日本の君主による「封建」国家）という位置付けをする。ここからは宣長の対朝鮮諸国觀が窺われるとともに彼の世界秩序の構想すら知られるのである。尚、百濟に対しては「忠信に親く奉仕し」（伝三十¹³⁵）と「奉仕」（宣長における「政」の本質）を口にするのである。

以上、迂遠ではあったが宣長の政治的関係の理解を「キミ」「ヤツコ」の語に沿つてまとめ、両語の意義付けが特殊性を帯びていたことを明らかにした。⁽³⁾

先に真淵との比較によつて得た宣長の「国造」制理解の特質（「御臣」を主張したこと）は以上のようないくつかの「君臣」関係への認識が宣長の内にあつたことを前提とすることによってより明確なものとなり、宣長のこの「国造」制という制度に対する思い入れの大きさすらそこに知らされるのである。すなわち「国造」（クニノミヤツコ）の名號の内に「君臣」関係の貫徹を見る宣長なのである。

では「古の道」に沿つた「国造」制支配の変質を宣長はいかに考えるのであるうか。以下では宣長が理想とする政治的支配の形態を貫く原理を問うてみることにする。

四

宣長が大化改新後の政治過程に「漢様」の評価を加えたことは『直毘靈』の「難波の長柄宮、淡海の大津宮のほどに至りて、天の

下の御制度も、みな漢になりき」（伝一九⁵³）の章句に代表され、しばしば引用されるが、それは単に中国的な制度が採用されたということを言うのではなく、前に触れたように歴史像の改変を伴う変革の画期をいい、端的には国土の支配方式が「封建」制的支配から「郡縣」制的支配へと移行したことを意味していた。そしてこの移行は地方支配の担当者のレベルで考えるならば「国造」から「国司」への転換と言い表わすことができた（前述）。

古國造は、世々傳て其國を治めたり、漢國の古の、封建の制と云も、此に似たり、然るに孝德天皇の御世より、彼國の郡縣の制と云をまねびて、京より國司をかはるゝに遣て、國々を治めしめ賜ふことに爲れり、其より前にも宰と云者は有つれども、毎國に必定めて置れたるは、彼御代よりなり。

（伝七⁹³⁸）

そして宣長はその転換が単に「国造」が「国司」に名義的に変更されたといったものでないこと、つまり國家的支配の方式が根本的な変化をこうむつたこととして次のように強調するのである。

孝德御世に、國造を改めて、國司とせらると云も違へり、其は國造の治を改めて、國司の治にせらるところ云べけれ、

（伝一九³²⁶）

とすれば、「国造」「国司」それぞれによる支配方式の特徴とするところのものは宣長が志向する政治のあり方（原理）とその背反とを代言すると見ることが可能となろう。それは同時に彼の歴史転換認識の規矩とするところを言い表わしていると言い得るのでなかろうか。

宣長は「国造」「国司」を次のように表現し両者の差異が重要であることを読者に提起するのである。

世に國造と國司とを、一物の如く心得たるも非なり、國造は、世々其職を傳へて、其國に在し者、國司は、京より下されて、年の限ありて替る者にて、趣異なるをや。　（伝二九 11 325）

宣長は地方の領域支配者の移行を在地（國）・土着の伝統的支配者「國造」から中央からの派遣官で任用年限の定まった「國司」への移行とする。すなわち、在地土着主義の支配から中央集権主義の支配への移行と大化革新の変革を理解し、両支配の原理的な差異を強調する説である。であるから次のようにも言う。

さて後世の書どもに、或は國造と國司とを、同じことに云、或は皇極天皇の御時に、國造と國司と改めらるゝと云、或は國造と國司とを並置るなど云る、みな古のさまを委くも考えずして、みだりに云るひがごとなり、凡て後世の書どもに、古の事を云るは、何事も皆此類にて、いとうひくしきことのみなり、そもく國造の事は、上に委く云る如くにて、代々傳へて、其處に在て、動くことなき物なり、國司は、時々人にえりて、朝廷より任たまふ物にて、もとより國造とは甚く異なる物なり、

（伝四三 12 333）

「國造」支配の持つ「代々傳へて」という血統性、「其處に在て」という官僚主義的傾向、「朝廷より任たまふ」という派遣官的性格とを対比的に論じ、前者による伝統的支配に固執する宣長なのである。後者への性格規定は中国「郡縣」制の百官（官僚全体）の特徴

おわりに

宣長が三十余年に渡る『古事記』注釈の作業を終えて得たのは、その古代文献が具備した全き世界への確信であり、自己の思想を包

を批判的に論じた「かの戎國の、時々に、あらぬ人を擇び舉て官に任す」（伝一九 11 324）と対応するものである。

以上のことは古代史学の問題に還元し論ずることもできよう。宣長が「國造」「國司」をめぐって展開した議論は律令制下の郡司任用における普第主義と才用主義との相剋の問題に等しい。すなわち養老選叙令郡司条の「凡郡司、取_レ識清廉_ニ時務_ニ者_上、為_ニ主政_ニ主帳_ニ、其大領外從八位敍之、_ニ其大領少領才用同時、先取_ニ國造_ニ」における郡司任用の際の選択基準を旧來の「國造」の「普第」性と官僚としての「才用」のいづれに置くかの問題に重なる事柄である。しかし宣長においてはかかる「普第」と「才用」との相違は全く日本における政治の本來性に關わる問題として蘇生させられているのであり、自身の思想の基盤を「國造」「國司」の問題を通じて表白するに他ならないのである。そこで先に見た宣長における「國造」と「國司」に代表される「封建」「郡縣」おののの支配の相違を「普第」「才用」の語を借りて象徴的に述べれば、宣長は日本古來の政治支配「封建」を血統重視の「普第」主義的政治と考え、その古制に対立する「漢様」の「郡縣」を「才用」主義的政治と考え、後者の個人を選択の単位とする官僚主義的傾向そして派遣官的傾向に異義をとなえたと言えるのである。⁽¹⁾

摂する歴史像への信頼であった（『うひ山ふみ』）。

本稿ではその確信や信頼が生起しうる具体的歴史像の所在を検討し、彼が『古事記伝』内に構想した理想的「上代」像が大化改新以前にあることを論じ、その「上代」像の特質とするところが「封建」的と意識されるというところにあること、「国造」制の有する諸要素が理想視に耐えることを論じた。もとより「国造」制論は「上代」像の一端にすぎず他の補足を待つて「上代」像の全貌が明かされねばならないが、宣長の「上代」像を「国造」制をもとにして「封建」的と特定した意義は小さくないと思う。というのも宣長の明らかにした「上代」はまさに「封建」と意識されることによって宣長の現代との通路を持つからである。ここから予想される「上代」像提示の持つ意義を今後国学の社会的意義・機能との関わりの中で位置付けたいと考える。¹³⁾

註

- (1) 『日本思想大系』38近世政道論355頁。
- (2) 摘稿「上古封建」論と国学——近世史学思想史の一断面——（『日本思想史研究』第十六号）参照のこと。
- (3) 『國民道德叢書』三
- (4) (2) 稿参照のこと。
- (5) 引用は書名・本居宣長全集巻数・頁数の形で示す。書名は適宜混乱しない範囲内で省略する。
- (6) 宣長の議論を明瞭化する便宜上、以下では「国司」制と統一する。

(7) 宣長は歴史を直毘神、禍津日神の織りなす善惡の交代史として描き、善（直毘神）の最終的勝利を説くが、「封建（善）——郡縣（惡）——封建（善）」といふ日本歴史の展開はまさにその交代史の顯現であると言えよう。尚、先の「復古」は當為としての復古を意味しない。

(8) 『語意考』
(9) 松本三之介『国学政治思想の研究』その他の指摘するところとなる。

(10) 天皇と同じく「君」である大友皇子の天皇への臣従は「君」集団内部で起こった「君臣」関係の構造破壊と意識されるのである。

(11) この「君臣」への着眼はすでに相良亭『本居宣長』171頁にある。しかしこの「君臣」関係の議論のひろがりを論じられてはいない。

(12) ちなみに宣長は中国の「王」や「聖人」を批判するにあたって「戎王其祖をば天に配すなどいひて、みだりに尊き物にすめれども實はみな凡人なり」（伝十五10¹⁴⁾と血統的に難があることを「凡人」（タダビト）の語を媒介にして説明し「異國は、本より主の定まれるがなければ、たゞ人もたちまち王になり、王もたちまちたゞ人にもなり、亡びうせもある。古よりの風俗なり、」（伝一95¹⁵⁾と中国王朝交代を「王」と「たゞ人」との相互の踏み越えに求めるが、これは先に論じた日本に於ける「王」と「凡人」、「君」と「臣」との嚴格な差別の具体的な論述に勘案すれば宣長の意図するところは明らか

かであろう。加えて、『阿刈葭』では日本は「四海萬國の元本宗主なる國」（阿 8-405）「萬國の上たる」（阿 8-408）とも「父の如く君の如く」（阿 8-384）とも述べるのであり、外国は「子の如く臣の如く」（阿 8-384）と述べるに至つており、又『駁戎慨言』には「その國王はたつひにことわりの如く、みやつことまうして、まつろひまわりなん物ぞ、あなめでたあなたふと」と記すが、これらは日本の「君臣」関係に全世界を巻き込んで理解しようとする宣長の発想の表白であることが『古事記伝』における「君」「臣」の用語法から正しく導き出されるのである。

(13) ただし『古事記伝』の検討から得られたかかる「君」「臣」の字義の解釈が宣長の生きる現実政治の場面に単線的に応用されなかどうかは検討の余地を残し、『玉くしげ』その他の政論書との比較がなされた後に右の政治的関係理解の意義付けをし直さねばならない。しかし、たとえば門人横井千秋が書簡の中で次のように古学における政治的関係の解釈を宣長に求めており、それは前述の「君」「臣」の意義に関わるものと考えられるから、宣長における「君臣」関係の基本認識の重要性が改めて想起されるのである。「一、君、ハ、意、臣、ハ、意、万、意、等、之、事、に、付、猶、ま、た、御、細、書、ヲ、以、御、導、キ、被、仰、下、一、候、趣、ど、も、委、曲、承、知、仕、候。明、ら、か、な、る、御、事、ど、も、重、々、尊、敬、感、伏、仕、候。悉、仕、合、奉、存、候。被、仰、聞、被、下、候、通、此、度、之、御、草、稿、ニ、テ、君、意、臣、ハ、意、等、よ、く、く、相、分、り、此、上、可、ニ、申、上、儀、無、御、座、候、處、重、而、相、願、ひ、候、旨、趣、は、兼、々、同、様、之、儀、御、心、掛、置、候、御、

趣、も、被、在、之、候、よ、し、御、物、語、御、座、候、段、承、知、仕、候、に、付、左、候、は
ば、誠、に、幸、之、儀、云々、(傍、点、筆、者)、(本、居、宣、長、稿、本、集、第、一、
輯、44、頁)。右、書、簡、中、の、「草、稿」は「臣、道」に、あ、た、る、と、考、え、ら
れ、(本、居、宣、長、全、集、第、八、卷、解、題)。本、稿、は、そ、の、書、名、を、「ヤツ、コ、ノ
ミ、チ」と、推、量、す。

(14) 宣長が「才用」的評価の単位たる個人を念頭から遠ざけたことは、「古」における血統の連続を重視する立場から世代の観念をあいまいに論じた態度に通ずるものである。
(15) 宣長における「上代」の「封建」的理解や、その他の国学者における同様の古代理解が近世史学思想史上に果たした意義についての見通しは、(2) 摘稿に述べた。尚、その中では国学の形成した古代史像が明治維新のスローガンとした復古と直接結び付かないことも指摘しておいたので参考されたい。